

居宅介護支援・介護予防支援 指定（更新）申請の流れ

目次

【事前協議（新規指定のみ）】	2
事前協議に関する調整	2
事前協議の際に必要な書類	2
担当者との日程調整	2
書類提出先	2
【指定（更新）申請手続き】	3
申請書類の提出期限	3
申請書および添付書類について	3
申請書類の提出方法	4
担当者との日程調整	4
書類提出先	4
【指定（更新）申請手数料について】 居宅介護のみ	4
【事前協議・指定（更新）申請あとの事務手続き】	5
【その他資料】 指定権者の確認	6

【事前協議（新規指定のみ）】

沖縄市では、新規指定申請に先立ち、事前協議を行っています。

新規指定申請を行う、2週間前までに事前協議を行ってください。また、事前協議で来所される際には、あらかじめ電話で担当者との日程調整をお願いいたします。

事前協議に関する調整

新規指定申請を行う、2週間前までに実施をお願いします。

※指定申請書類の提出は、指定予定日の前々月の初日からその月の末日までに、提出が必要となっております。

（例）

事前協議を 実施すべき時期	新規指定予定日 4月1日の場合 ⇒A（申請期限2月1日～2月末日まで） ⇒ 事前協議は、Aの申請を行う2週間前までに実施
------------------	---

事前協議の際に必要な書類

- ①事業計画書
- ②指定等に係る記載事項
- ③建物の全体図及び平面図、事業所の近隣の状況が分かる住宅地図等
- ④職員（採用予定名簿）

事前協議の際に必要な様式を沖縄市ホームページに掲載しております。

【沖縄市ホームページ 居宅介護支援・介護予防支援の指定(更新)申請等について】

URL：<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/16204.html>

担当者との日程調整

沖縄市役所 介護保険課 管理係

電話番号 098-929-3141（介護保険課 直通）

沖縄市役所 開庁時間 月曜日から金曜日の午前 8:30 から午後 5:15 まで

（祝日・休日・慰霊の日・12月29日から1月3日を除く）

書類提出先

沖縄市役所 介護保険課 管理係

沖縄市仲宗根町26番1号

電話番号 098-929-3141（介護保険課 直通）

【指定（更新）申請手続き】

新規指定を受けた後、6年ごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了とともに指定の効力は失われ、以降、介護報酬の請求はできなくなってしまいます。

申請書類の提出期限

指定（更新）申請書類の提出は、指定（更新）日の前々月の初日からその月の末日までに、提出をお願いいたします。

（例）

新規指定	新規指定予定日 4月1日 →申請期限 2月1日～2月末日まで
更新	指定更新日 4月1日 →申請期限 2月1日～2月末日まで

申請書および添付書類について

- ①指定（更新）申請書
- ②付表
- ③添付書類・チェックリスト 一式
- ④介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑤介護給付費の算定に係る体制状況一覧 （必要があれば提出）
- ⑥介護給付費算定に係る必要な添付書類 （必要があれば提出）

①～④の様式については、以下の沖縄市ホームページに掲載しております。

【沖縄市ホームページ 居宅介護支援・介護予防支援の指定(更新)申請等について】

URL : <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/16204.html>

⑤・⑥の様式については、以下の沖縄市ホームページに掲載しております。

【沖縄市ホームページ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について】

URL : <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/6363.html>

申請書類の提出方法

- ①あらかじめ電話等で沖縄市の担当者と日程調整をお願いします。
- ②書類は2部（正本・副本各1部ずつ）作成し、それぞれ1冊ずつファイルに綴り
正本の提出をお願いします。
- ③書類ごとに合紙を挟み、提出書類一覧表の番号に合わせたインデックスを張り付けて
提出をお願いします。
- ④ファイルの表紙、背表紙に以下の例示のように記載してください。

（例） 居宅介護支援事業所指定（更新）申請書
〇〇ケアプランセンター

担当者との日程調整

沖縄市役所 介護保険課 管理係

電話番号 098-929-3141（介護保険課 直通）

沖縄市役所 開庁時間 月曜日から金曜日の午前 8:30 から午後 5:15 まで
（祝日・休日・慰霊の日・12月29日から1月3日を除く）

書類提出先

沖縄市役所 介護保険課 管理係

沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電話番号 098-929-3141（介護保険課 直通）

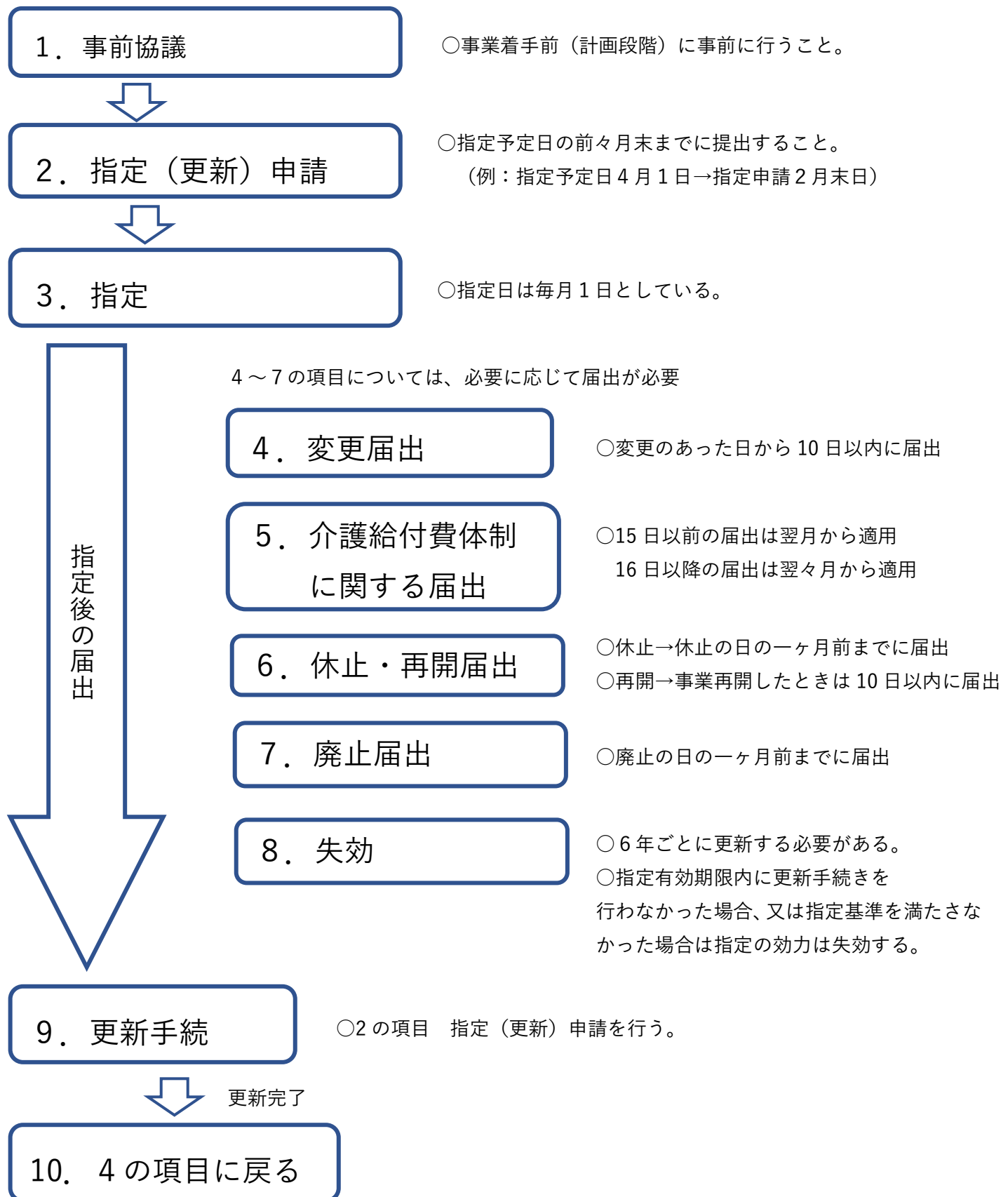
【指定（更新）申請手数料について】 居宅介護のみ

居宅介護支援の指定（更新）申請には手数料が必要です。

申請（更新）申請書提出時に、納付書をお渡ししますので、お支払いをお願い致します。

	新規指定	指定更新
居宅介護支援	20,000 円	9,000 円

【事前協議・指定（更新）申請あとの事務手続き】



【その他資料】 指定権者の確認

沖縄県知事の指定・監督を受ける必要があります。(那覇市所在事業所除く)

都道府県・政令都市・中核市が指定・監督を行うサービス

介護給付対象サービス

居宅サービス (法第8条第1項)	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売

市町村が指定・監督を行うサービス

地域密着型サービス (法第8条第14項)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護(療養通所介護を含む)
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	複合型サービス

居宅介護支援(法第8条第23項)

施設サービス (法第8条第25項)	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設

予防給付対象サービス

介護予防サービス (法第8条の2第1項)	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護 予防サービス (法第8条の2第14号)	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援(法第8条の2第18号)